

令和4年3月29日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和4年3月29日（火） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 非農地証明について

第4号 非農地判断について

第5号 農地法第5条の規定による許可について

その他

出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
5番 横段 登	6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝
9番 今井 満	10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 大道 正孝
13番 長迫 秀	14番 新田 隆次	16番 椋開地 省二	17番 本末 満
18番 石田 尚則	19番 北村 正次		

推進委員

惣引 和幸 大須賀 大

事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第3回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7番 立花委員、8番 水場委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」を送付しています。また、本日配付した資料は、「地区会の開催について」、「呉市農業委員会事務局人事異動」、「呉市農業委員会活動記録簿」、「呉市農水産業振興ビジョン」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字上條〇〇〇番、地目は畑、面積は248㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人に贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで50アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：3番 谷です。譲受人は申請地のすぐ近くに住んでおり、取得後は防草シートを外し、野菜を作るとのことです。他にも町内で水稻や野菜を作っているとのこと、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は畑及び田、面積は合計で2,257㎡の第2種農地で、5筆とも呉市が施行する土地改良事業の区域に含まれています。申請の事由につきましては、譲渡人は市外に居住し耕作が困難なため、譲受人の要望に応えるため売却するもので、譲受人は呉市内で農地を新規取得し、果樹等を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで22アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。この申請につきましては、昨年8月に3条許可の申請を受け、調査しました。その際、〇〇〇〇番及び〇〇〇〇番〇の2筆は、農地として保全管理されていることを確認しました。しかし、他の3筆は、土地の一部が県の災害復旧工事の工事用道路として使用されていたことから、一旦許可を保留しました。このたび、令和4年2月28日に県の工事が完了したため、改めて現地確認を行ったものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地のある市原地区は、平成30年の豪雨災害で大規模な土砂崩れの被害を受けた地域であり、耕作されている農地はまだ少ない状況です。申請地を確認したところ、前回調査時に、工事用道路として使用されていた3筆のうち、1筆は原形復旧されていました。しかし、残りの2筆については、まだ工事用道路の形が残っていません。本来は、県の工事完了に伴い、原形復旧されるべきものですが、この工事用道路は、4月から始まる呉市の土地改良事業でも引き続き使用されるため、残されていると聞いています。これらの土地が現在も農振農用地区域内の農地であること、近く着工される土地改良事業により、優良農地となることが確実であること、土地所有者は公共工事に協力して土地を提供していることを勧案し、農地とみなして、許可しても差し支えないと考えられます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、川尻町東4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,095㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で市外に居住しており耕作が困難なため、譲受人に売却するもので、譲受人は申請地を取得し、野菜を作付けするものです。なお、譲受人は共同で申請地全面を耕作するため連名での申請となって

おります。この場合、持分は2分の1ずつになりますが、経営面積について、1名は自作地だけで34アール以上あり、もう1名は、新規就農になりますが、今回取得分と次の4番の申請地とを合わせて11アール以上になりますので、ともに下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、草刈りがしてあり、耕作できるような状態ですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、川尻町東4丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で574㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望に応えるため使用貸借するもので、譲受人は新規就農し、隣接地の3番の申請地と併せて野菜を作付けするものです。経営面積は、3番と4番の申請地を合わせて11アール以上の取得となりますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、3番の隣接地で、併せて耕作するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、川尻町久筋2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は315㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望に応えるために売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけ

で74アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、柑橘や野菜が植えられており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、川尻町久俊2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は153㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は県外に居住しており耕作困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は経営規模を確認し、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで35アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、一部野菜が植えられており、譲受人はこれから申請地に野菜を植えるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番と2番については、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字一ノ松光山〇〇〇〇〇番〇〇〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で497㎡、2番の申請地は郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で739㎡のいずれも第2種農地です。転用の目的は、従業員用の駐車場として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地の近くで製造業を営んでおり、増加する従業員の駐車場として、57台分の駐車場として使用する予定です。関係法令に

については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域については、除外済です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。譲受人は、従業員の増加により駐車場が不足しており、申請地は会社に近いので便利が良く、転用はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町大字音戸字鈍田〇〇〇〇番〇、地目は田、面積はで3,656㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するもので。規模等は、太陽光パネル960枚、発電容量249.9kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受給契約については、認定書の写しの提出、確認受理をもって電力受給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されておりません。また、転用面積が3,000㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、近隣に住宅がないため、パネルの反射で迷惑がかかることはなく、排水は申請地の両側の水路に流すということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可すると決定します。

議 長：次に、議案第11号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番と2番については、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるものです。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、今回証明申請が提出されたものです。1番と2番の申請地は、所有者が姉妹で父親から相続したものになりますので、まとめて説明させていただきます。1番の申請地は、廣大新開2丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計2,801㎡で、平成29年11月2日に相続した農地です。現在は水稻及び野菜等が作付けされていました。今回証明する期間は平成30年9月1日から令和4年3月29日までとなります。2番の申請地は、広吉松1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,123㎡で、同じく平成29年11月2日に相続した農地です。現在は野菜が作付けされていました。今回証明する期間は平成30年9月1日から令和4年3月29日までとなります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地は、いずれも住宅街の中にある農地で、畑や田としてきちんと耕作しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の6ページから8ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。6ページから7ページの農地法第4条の規定による届出が5件、8ページの農地法第5条の規定による届出が2件、合計7件の届出があり、これを受理しましたので報告します。

続きまして、議案書の9ページから17ページをご覧ください。この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により処理したもので、9ページの非農地証明申請につ

いて5件を証明し、10ページから17ページ非農地判断については180件を通知しましたので報告します。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。これは、先月の農業委員会総会で、民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明を決定し、この適格証明の交付を受けた者が、最高価買受申出人となったときは、当該証明書を交付した時点と事情が異なっていたと認められる場合を除いて、農地法第5条許可申請を許可して差し支えない旨の決定をした案件で、申請人から最高価買受申出人であることの証明書が提出されたため、農地法第5条の規定による許可をしましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：地区会の開催について

呉市農業委員会活動記録簿について

呉市農業委員会事務局人事異動について説明を行う。

高橋事務局長：挨拶を行う。

小 池 主 任：挨拶を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第4回総会は、4月28日 木曜日 午後2時 から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和4年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時40分)